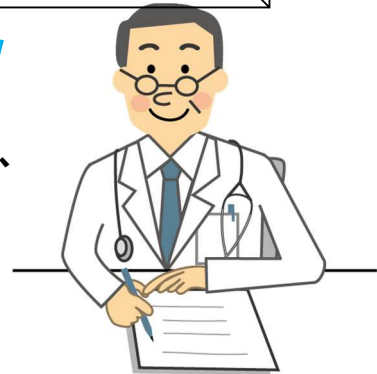


## 診療簿に記載していますか！

獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検案をした場合には、検案に関する事項を検案簿に、遅滞なく記載し、牛、水牛、しか、めん羊、山羊は 8 年間、その他の動物は 3 年間保存しなければなりません。



### 診療簿の記載事項（検案簿に関しては（1）～（4）で青字部分が必要）

- （1）診療もしくは検案した年月日
- （2）診療もしくは検案した動物の種類、性、年齢（不明の場合は推定）、名号、頭羽数、特徴
- （3）動物の所有者・管理者の氏名、名称、住所
- （4）病名、主要症状 もしくは 死亡年月日（不明の時は推定）、死亡の場所、原因、死体の状態、解剖の主要所見
- （5）りん告
- （6）治療方法（処方、処置）

獣医師が動物を診療する場合、診療簿にその内容を記載・保存し、必要に応じて飼い主等に交付することが、法律で規定されています。診療簿にはさまざまな個人情報が含まれていますので、厳重な管理が必要です。

診療とは、飼育動物の疾病についての診察、診断、治療、予防、その他獣医師が獣医学的判断および技術をもってする一切の行為を意味します。そのため、**ワクチン接種**も診療のうちに含まれますので、**診療簿への記載・保存**が義務付けられています。

動物用医薬品の適正な使用については、裏面をご覧ください。



## ～治療に使われる動物用医薬品の適正な使用について～

- ① 家畜へのワクチンなどの動物用医薬品、毒劇物の使用、使用の指示は獣医師による診療や検査等の診断に基づき行う。
- ② 治療について農家に十分説明し、使用禁止期間をできるだけ文書で指示し、その期間を遵守するよう指導する。
- ③ やむをえず用法・用量外の使用をする場合は、農家に**法律で定められた出荷制限期間指示書を必ず発行し**、その期間を遵守するよう指導する。
- ④ 動物用医薬品指示書には使用期間、対象動物、動物用医薬品の名称、用法、用量、使用禁止期間などを明記し、農家に交付する。
- ⑤ 書類や帳簿を保管する
  - ・ 診療簿
  - ・ 農家に発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書

### 【出荷制限期間指示書】

出荷制限期間指示書		
		年 月 日
指示に係る動物の所有者又は管理者の住所及び氏名		獣医師の住所及び氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第5条の規定に基づき、下記のとおり指示する。		
記		
1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数		
2 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴		
3 指示年月日及び出荷制限期間		
指 示 年 月 日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動 物	生 産 物
年 月 日	月 日まで	月 日(時)まで
4 参考事項		

#### 備 考

- 1 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品を投与すべき時期を記載すること。